

徳島県LED応用製品普及加速化事業実施要綱

(目的)

第1条 徳島県LED応用製品普及加速化事業（以下「本事業」という。）は、県内LED関連企業が開発・生産した優れたLED応用製品を徳島県が率先購入し、その高い品質を自らが立証することにより、県内企業製品の普及加速化、新製品開発・生産の促進及び販路拡大を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 新商品

この要綱において新商品とは、第6条又は新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する要綱（以下「認定要綱」という。）第4条に基づく申請時において、販売を開始してから5年以内、かつ、認定要綱第5条の規定による登録後3年以内のLED応用製品をいう。

(2) LED関連企業

この要綱においてLED関連企業とは、LED応用製品の開発・販売に携わる、徳島県内に本社又は事務所を有する法人又は個人をいう。

(3) 大企業

この要綱において大企業とは、中小企業基本法（昭和32年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業をいう。

(事業の構成)

第3条 本事業には、次の各号に掲げる購入枠を設ける。

(1) LED応用製品普及加速化枠

(2) LED応用製品お試し発注枠

(対象事業者)

第4条 本事業において県が製品を購入する対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) LED関連企業であること。

(2) 大企業については、徳島県内に生産拠点又は開発拠点を有し、新商品の生産・開発に伴い、1名以上の県内新規雇用を行うとともに、県が進めるプロジェクト等に主体的に参画していること。

(3) 経営状況が健全であること。

(4) 県税の納税状況が良好であること。

(5) 第3条第1項第1号に定めるLED応用製品普及加速化枠にあつては、上記のほか、認定要綱第5条の規定により認定された事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

(購入対象製品)

第5条 第3条各号に定める購入枠における購入対象製品は、次の各号のいずれにも該当するLED応用製品とする。

(1) 県において使用が見込まれる製品であること。

(2) 本事業による県への納入実績を有しない製品であること。

(3) 県への納入によりLED関連企業の販路拡大が期待できること。

(4) 今後の需要が見込まれること。

(5) 第3条第1項第1号に定めるLED応用製品普及加速化枠にあつては、上記のほか、認定事業者が開発・生産した新商品であること。

(応募申請)

第6条 本事業に応募しようとする対象事業者（以下「申請事業者」という。）は、LED 応用製品普及加速化事業応募申請書（様式第1号）を知事あて提出しなければならない。

(書類審査)

第7条 知事は、前条の規定により応募申請があった場合、その内容について書類審査を行い、審査の結果、適当と認められない場合は、LED 応用製品普及加速化事業応募申請審査結果通知書（様式第2号）により申請事業者に通知する。

(購入希望照会)

第8条 知事は、第5条に規定する購入対象製品について、県の各所属長に対し、LED 応用製品普及加速化事業担当課長（以下「担当課長」という。）を通じて、製品購入希望の有無を照会するものとする。

2 各所属長は前項により照会のあった製品の購入を希望する場合は、LED 応用製品普及加速化事業製品購入希望申請書（様式第3号）により担当課長あて申請しなければならない。

3 知事は、第1項の照会の結果、購入希望がなかった場合には、その旨を様式第4号により申請事業者に通知する。

(購入審査)

第9条 購入希望のあった製品については、審査会においてその適否を審査する。

2 審査会の設置については、別に定める。

(購入決定)

第10条 知事は、前条に規定する審査の結果に基づき購入の適否を決定し、その結果を担当課長を通じて、申請のあった各所属長に、LED 応用製品普及加速化事業購入希望審査結果通知書（様式第5号）により通知するとともに、申請事業者に対し、LED 応用製品普及加速化事業購入希望審査結果通知書（様式第6、7号）により通知するものとする。

(購入手続)

第11条 各所属長は、前条の規定による通知に基づき、各所属において、対象製品の購入手続きを行うものとする。

(購入限度額)

第12条 本事業の製品購入限度額は、LED 応用製品普及加速化枠（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号適用）にあつては予算配当替額の範囲内とし、LED 応用製品普及加速化枠（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号適用）及びLED 応用製品お試し発注枠にあつては、徳島県契約事務規則第30条の2別表に定める随意契約の額とする。

(実績報告)

第13条 各所属長は、対象製品の購入が完了した場合は、担当課長にLED 応用製品普及加速化事業に係る製品購入実績報告書（様式第8号）により報告するものとする。

(製品の効果測定)

第14条 前条の規定により対象製品を購入した各所属長は、次の各号について5段階での効果測定を行うとともに、その結果を、LED 応用製品普及加速化事業購入製品効果測定結果報告書（様式第9号）により、担当課長あて報告しなければならない。

(1) 品質（安心して使用でき、今後県事業等の中で使用を推奨できるか）

(2) 経済性（価格やランニングコスト等は適切か）

(3) 効果（購入目的に照らして期待した効果が得られたか）

2 前項の規定により報告を受けた担当課長は、その評価結果を申請事業者へ還元することとする。

(庶務)

第15条 この要綱に規定する担当課長は新未来産業課長とし、本事業に関する事務は、新未来産業課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

2 徳島県LED応用製品利用促進事業実施要綱（平成19年8月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。